

排出事業者
処理業者の
みなさま

電子マニフェスト 始めましょう

電子マニフェストとは...

産業廃棄物を排出する際に使用する「マニフェスト伝票」を電子化したものです。排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者は、情報処理センターを介したネットワークでやり取りします。

電子マニフェスト利用のメリット

☑ 事務処理を効率化できます！

- ・ パソコンやスマートフォンで簡単に運搬・処分の終了報告ができるため、伝票の返送が不要となります。
- ・ マニフェスト情報が情報処理センターに保存されるため、紙マニフェストの保管が不要となります。
- ・ 排出事業者によるマニフェスト交付状況の報告が不要となります。

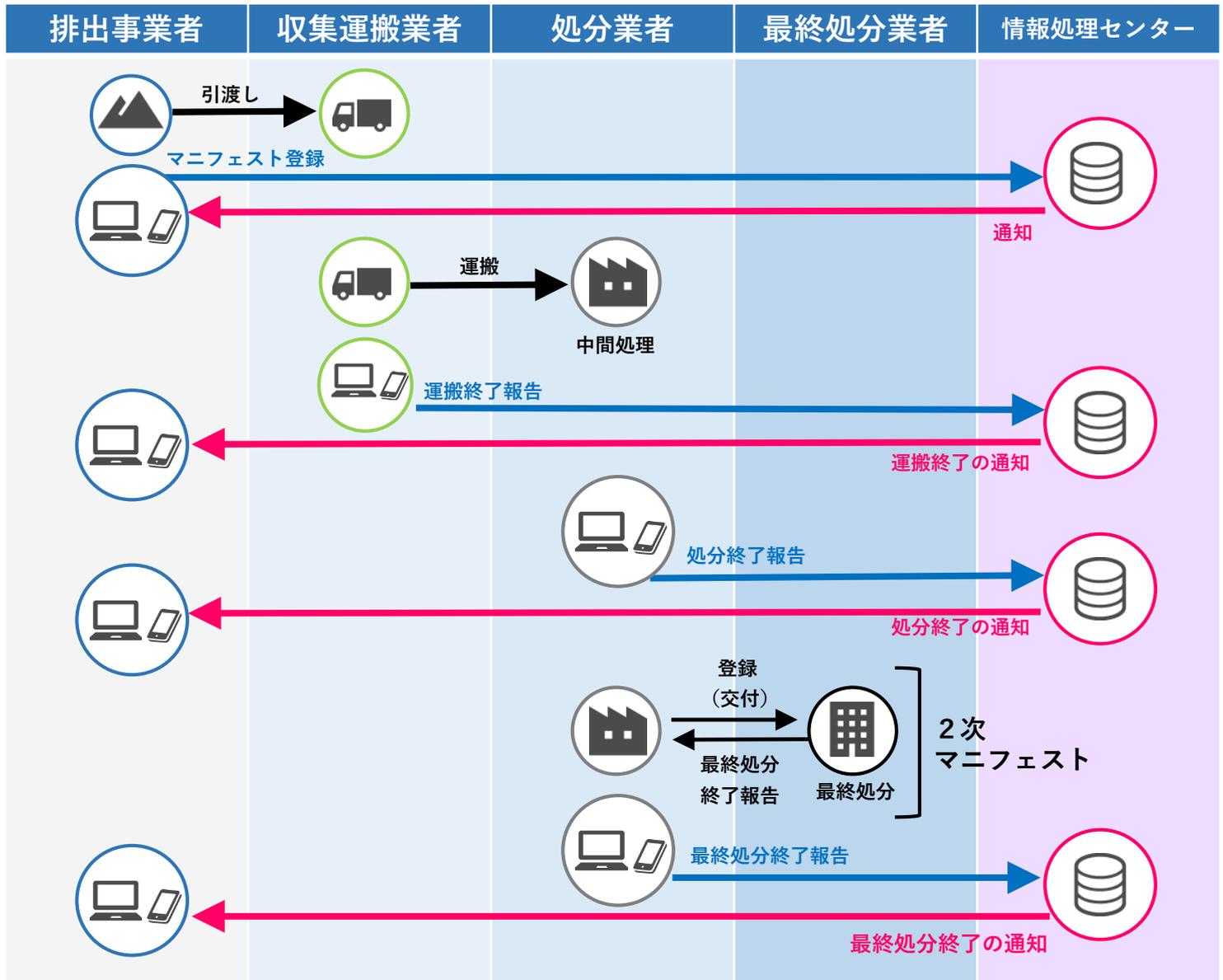
☑ うっかりミスを防げます！

- ・ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者による確認がなされますので、データ の修正や取消の際の誤入力が防げます。
- ・ 必要項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記入漏れが生じません。
- ・ 処理終了確認期限が近づくと排出事業者へ通知が届きますので、処理状況の確認漏れが防げます。

☑ データを利活用できます！

- ・ 廃棄物の処理状況は、いつでも容易に確認できます。
- ・ マニフェスト情報は、ダウンロードして自由に活用することもできます。集計作業も簡単にできます。

電子マニフェストの流れ



電子マニフェストと紙マニフェストの比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと同時にマニフェスト（A～E票）を交付
処理終了確認	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 処分終了報告：D票とA票を照合して確認 最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
マニフェストの保存	<ul style="list-style-type: none"> マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能） 	<ul style="list-style-type: none"> A票を5年間保存 収集運搬業者及び処分業者から送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 県や政令市への報告が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 県や政令市に自ら報告

電子マニフェストに関するお問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

☎0800-800-9023

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

